

平成29年度大分県サービス産業生産性向上促進事業 補助対象経費

事業区分	科目	補助対象経費の内容
(1) 企業連携	報償費	講師・委員謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
	旅費	講師・委員旅費、調査・研究事業に要する旅費等
	食糧費	外部専門家との打合せに必要な飲食費
	消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が2万円未満のもの
	修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等 注) 内装・設備・施設工事費は必要最小限度のものとし、賃借等店舗などの資産価値を高める工事等は対象外とする。
	役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
	委託料	ホームページ作成委託、調査委託、行事運営委託等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、有料道路通行料、駐車料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
	備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められ、かつ、購入価格が10万円以内のもの
(2) 個人	報償費	講師・委員謝金、調査・研究事業及び集客事業に要する謝金等
	旅費	講師・委員旅費、調査・研究事業に要する旅費等
	食糧費	外部専門家との打合せに必要な飲食費
	消耗品費	事務用品、資料代、図書購入費、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 ※消耗品とは単体で取得価格が2万円未満のもの
	修繕料	事業実施のために必要となる改修工事費等
	役務費	通信運搬費、広告代、手数料、保険料等
	委託料	ホームページ作成委託、調査委託、行事運営委託等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器・物品の借上料、有料道路通行料、駐車料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料
	備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
<p>注) 事業者の運営経費は補助対象経費から除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の購入に要する経費及び補助費 ・補助事業者が自ら使用する飲食費 ・その他、サービス産業の生産性向上の促進に係る事業に適さないと認められる経費 		